

～職場内での回覧をお願いします～

## 令和6年度の保険料率が決定しました

### 健康保険料率

令和5年度 9.67%  
 令和6年度 **9.94%**

### 介護保険料率

令和5年度 1.82%  
 令和6年度 **1.60%**



**令和6年3月分（4月納付分）から変更となります。**

- ・任意継続被保険者の方は、令和6年4月分から変更となります。
- ・40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

## 退職後の健康保険について

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
保険料	退職時点の標準報酬月額×健康保険料率 ＝任意継続保険料 ※1 令和6年度の標準報酬月額の上限は30万円 ※2 40歳～64歳の方は介護保険料率が上乗せ	前年度の所得等により決定	被扶養者の負担なし
手続き先	お住まいの都道府県を管轄する 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険の係	ご家族の勤務先
加入要件	・退職日までに被保険者期間が継続して <b>2か月以上</b> あること ・退職日の翌日から <b>20日以内</b> に「任意継続 被保険者資格取得申出書」を提出すること	お住まいの市町村の 国民健康保険の係へ ご相談ください	被扶養者としての認定基準 を満たすこと



### 事業主様へ

- ・従業員のご退職後、協会けんぽの任意継続の加入要件を満たしている場合は、引き続き協会けんぽに加入することができますので、従業員の皆様にご周知いただけますようお願いいたします。
- ・従業員が退職される場合は保険証を返却していただきます。**退職日の翌日以降、保険証は使用できません**ので、資格喪失の手続きと併せて必ずご返却ください。



# 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、35歳～74歳の被保険者（本人）を対象とした「生活習慣病予防健診」の費用の補助を行っています。

**令和5年度より自己負担が軽減され、さらに令和6年度より付加健診の対象年齢が拡大しました。ぜひ、ご利用ください!!**



健診の種類	対象者	自己負担額	検査項目
一般健診	35歳～74歳の方	最高 5,282円	●問診●診察等●身体計測●血圧測定 ●尿検査●便潜血反応検査●血液検査 ●心電図検査●胃部レントゲン検査 ●胸部レントゲン検査
付加健診	40歳、50歳	最高 2,689円	●尿沈渣顕微鏡検査●血液学的検査 ●生化学的検査●眼底検査 ●肺機能検査●腹部超音波検査

さらに!

## 付加健診の対象年齢拡大

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳が新たに対象となります。40歳～70歳の5歳刻みの節目年齢でお安く受けられるようになります。

# 2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証

## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

- ▶ 特定健診や診察の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ▶ 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ▶ 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

- ▶ マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ▶ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ▶ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- ▶ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】

